

所得税・市県民税の申告はお早めに

■主な申告例

令和3年1月1日～令和3年12月31日に次の①～⑤に該当する所得があった、又は⑥、⑦に該当する人は申告が必要です。

ただし、申告義務がない人でも、申告をすることにより所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

- ① 営業、農業、不動産等の所得
- ② 2カ所以上からの給与
- ③ 生命保険契約等に基づく満期及び解約等による所得
- ④ 所得税の源泉徴収がされていない賃金
- ⑤ 土地、建物等の譲渡所得
- ⑥ 源泉徴収制度の対象となっていない年金(外国年金等)を受給している
- ⑦ 公的年金等(遺族年金や障害者年金を除く)の所得があり、各種所得控除を受ける

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、各種所得控除を受ける人は、市民税・県民税の申告が必要です。

■申告書の送付

昨年の状況に基づき、1月24日(月)に市民税・県民税申告書を市役所から送付します。なお、市役所から確定申告書等は送付しません。送付を希望する人は刈谷税務署へ連絡してください。

■申告に必要なもの(主な例)

- ③～⑤の書類はいずれも原本が必要です。
- ① 本人確認書類(マイナンバー(個人番号)が分かるもの及び身元確認書類)
※マイナンバーカードを持っている人はマイナンバーカードのみ。また、必要に応じて、本人確認書類の写しの添付をお願いする場合があります。
※通知カードは、記載された氏名・住所等が住民票に記載されている内容と一致する場合に限り、引き続き確認書類として利用できます。
- ② 源泉徴収票等、収入金額がわかるもの(必要に応じ、配偶者のもの)
- ③ 生命保険料、地震保険料、損害保険料等の控除証明書
- ④ 社会保険料の支払明細書又は領収書



※国民健康保険税及び介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額証明書は、該当者へ市役所から1月21日(金)に発送します(年金から天引きされている人は、源泉徴収票に金額が記載されています)。国民年金保険料については、日本年金機構から控除証明書が送付されます。

- ⑤ 医療費控除の明細書(右ページ「申告に関する主な制度について」の医療費控除を参照)
- ⑥ 認め印 ⑦ 筆記用具
- ⑧ 申告者本人名義の口座(金融機関名、支店名、口座番号)がわかるもの(通帳等)
- ⑨ 確定申告のお知らせ(はがき又は封書。届いた人のみ)

■申告書の提出

市民税・県民税申告書は市役所へ、確定申告書は刈谷税務署へ提出してください。確定申告書の控えに収受印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封して刈谷税務署へ郵送してください。

■インターネットによる申告をご利用ください

申告は国税電子申告・納税システム「e-Tax」をぜひご利用ください。e-Taxを利用すると、パソコン・スマートフォン・タブレット端末で作成した確定申告書を送信できます。詳細は国税庁HP(右記QRコード参照)を確認してください。

■次の申告相談は刈谷税務署へ

- ① 令和2年分以前の所得税の申告
- ② 営業・農業・不動産所得の申告
- ③ 土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
- ④ 申告分離課税を選択する上場株式等の配当所得、先物取引による雑所得、暗号資産の売却・使用による所得の申告
- ⑤ 退職所得を有する人(確定申告をする場合には、申告書への記載を省略できません)
- ⑥ 相続・贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告
- ⑦ 贈与税・相続税・消費税の申告
- ⑧ 住宅借入金等特別控除の申告のうち、最初の年・借換え・連帯債務・再適用の申告
- ⑨ 住宅耐震(特定)改修、認定長期優良住宅等に係る特別控除の申告
- ⑩ 海外に居住している親族を控除対象扶養親族として追加する申告



■申告会場

いずれの会場も新型コロナウイルス感染症対策として、来場の際にはマスクの着用、検温、連絡先の記載、入口等でのアルコール消毒等をお願いします。発熱が確認された人、感染症対策に協力していただけない人は、入場できません。



■刈谷税務署での申告

会場への入場には入場整理券が必要です。入場整理券は当日税務署で配布しますが、相談可能人数に達した時点で受付を終了します。入場整理券は、国税庁のLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行を行います。詳細は右記QRコード参照。



●開設期間 2月16日(水)～3月15日(火)午前9時～午後5時(土)(日)(祝を除く。2月20日(日)・27日(日)は開設)
※刈谷税務署では原則申告する本人のスマートフォンを使用した申告指導を行っています。

※公的年金を受給している人、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除等の還付申告手続きを行う人は、2月15日(火)までの平日に申告相談を受け付けています。

■市役所・市内3会場での申告

市役所会場の駐車場は市役所西駐車場(さくら庁舎隣)又は市役所立体駐車場(市役所前)を利用してください。立体駐車場の利用料金は3時間以内は無料。
※申告時点で安城市に住民登録のない人は、住民登録のある市町村か税務署で申告してください。

申告に関する主な制度について

◆上場株式の配当

所得税の確定申告書等において「上場株式等に係る配当所得」又は「上場株式等に係る譲渡所得」を、総合課税又は申告分離課税として申告した場合は、市民税・県民税も同様にその課税方法が適用されます。ただし、令和3年分の確定申告書からは、確定申告書の住民税に関する事項欄に記入することで所得税と異なる課税方法を選択できます。(市民税・県民税の納税通知書が届く日までに、確定申告書とは別に市民税・県民税申告書を提出することでも、所得税と異なる課税方法を選択できます。)

◆医療費控除

「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書の添付又は提示による申告はできません。なお、医療費の領収書は5年間保存する必要があります。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等)を添付すると、明細の記入を省略できます。

◆要介護認定を受けている人の控除

①障害者控除対象者認定書

身体障害者手帳等の交付を受けていない要介護者で、障害者に準ずる人であると認められると、市発

行の認定書で障害者控除を受けることができます。

②おむつ代の医療費控除確認書

おむつ代を医療費控除の対象とする場合は医師発行のおむつ使用証明書が必要ですが、昨年の申告でおむつ使用証明書を提出した人は、市発行の確認書でこれに代えられる場合があります。

●対象者 ①65歳以上で要介護認定1～5の人 ②寝たきり状態にある人で、昨年も同様の申告をした人

●申込み 高齢福祉課(☎〈71〉2223)
※認定書、確認書は申込み後1週間程度で送付します。

●開催日・会場 下表のとおり

市役所及び市内3会場での申告日程

●受付時間 午前9時～午後3時

※例年と市内3会場の開催順が異なります。

開催日	会場
1月27日(木)	明祥公民館
1月28日(金)	
2月1日(火)	桜井福祉センター
2月2日(水)	※桜井公民館ではありません。
2月3日(木)	北部公民館(多目的ホール)
2月4日(金)	※昨年と開設場所が異なります。
2月16日(水)～ 3月15日(火)	市役所大会議室(本庁舎3階)
※(土)(日)(祝を除く。)	

※市役所以外の会場に来場する際は、スリッパと靴袋を持参してください。

●会場での新型コロナウイルス感染症対策

例年いずれの会場も、初日や開場直後は大変混雑します。混雑を避けた来場をお願いします。

会場では番号札を配布し、面接時間を指定します。また、待合室での混雑を避けるために、いずれの会場も昨年同様、待合席を減らします。指定の時間まで、自宅や自家用車での待機をお願いします。今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、申告会場が変更になる場合があります。最新の情報は市HPに掲載します。